

# 消火器の規格・点検内容が変わりました！！

平成23年1月1日付けで消火器の技術上の規格を定める省令等が改正されました。

1 主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 消火器の技術上の規格が改正され、表示すべき事項が追加されました。

- ・・・具体的には、適応する火災の種別に応じて、絵表示を消火器本体に付することなどが義務付けられました。（下記の表を参照）

消火器の種別	住宅用消火器	住宅用消火器以外の消火器
改正規格省令に伴う追記事項	ア 住宅用消火器である旨 イ 使用時の安全な取扱いに関する事項 ウ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項 エ 点検に関する事項 オ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項	ア 住宅用消火器でない旨 イ 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別 ウ 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限 エ 使用時の安全な取扱いに関する事項 オ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項 カ 点検に関する事項 キ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項 ク 消火器が適応する火災の絵表示

【参考】消火器新規格銘板に必要な記載事項の一部（例：消火器が適応する火災の絵表示）

電気火災	B火災	A火災	火災の区分
			絵表示
電気の閃光は黄色とし、地色は青色とする。	炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は黄色とする。	炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は白色とする。	絵表示の色

(2) 既に設置されている改正規格に適合しない消火器について、平成23年1月1日から11年間に限り特例として設置を認める省令が定められました。

- ・・・ただし、この場合であっても、平成33年12月31日までに改正された新規格に適合するものへ取り替えが必要です。

### (3) 特例告示に係る事項

新規に適合する消火器が市場に供給されるまでの期間を考慮し、平成23年12月31日までは、消火器を新規に設置する場合であっても、従来の規格に適合する消火器を設置することができることとされました。

・・・ただし、この場合であっても、前記(2)と同じく、平成33年12月31日までに改正された規格に適合するものへ取り替えが必要となります。

### (4) 改正点検告示に係る事項

ア 内部及び機能に関する点検について蓄圧式の消火器の内部及び機能点検の開始時期が、製造年から5年を経過したものとされました。・・・従前は3年。

イ 耐圧性能に関する点検について消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。)のうち、製造年から10年を経過したのもの等について、耐圧点検の実施が規定されました。

・・・平成26年3月31日までの間は、抜取り方式により古いものから順に全数を実施してください。(平成26年4月1日以降は、製造年から10年を経過したものすべてを点検する必要があります。)

## 2 施行期日

(1) 改正規格省令、特例省令及び特例告示【1(1)、1(2)、1(3)の項目】については、平成23年1月1日施行。

(2) 改正点検告示【1(4)の項目】については、平成23年4月1日施行。

## 3 注意事項

(1) 一般家庭用の消火器等については、前記、1(4)の耐圧点検の法的な義務はありません。

(2) ごく一部の業者については、次のような巧みな話術で、高額な消火器の訪問販売や点検を行う業者が今後、出てくるかもしれません。

「あなたの家の消火器は、今の基準に適合していません。」

「この消火器は、定期点検がされていないので、新しいものに取り換えなければなりません。」

上記のような訪問販売等には、ご注意ください。

#### 【問い合わせ先】

宮崎市消防局 予防課

TEL : (0985)32-4904

E-mail:75yobou@city.miyazaki.miyazaki.jp